

下請中小企業振興法の一部改正に伴う支援措置について

中小企業庁取引課
平成25年9月

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業 7.0億円

支援措置①

事業の内容

事業の概要・目的

○円高の継続、新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転や国内での集約化等が進み、製造業の下請事業者を中心に受注が減少するなど、厳しい状況に直面しています。

○そのため、既存の親事業者との取引の減少に対応できるよう取引関係を多様化して、経営の安定や従業員の雇用の維持を図るため、取引先のニーズを把握した上で対応するための企画・提案力等を獲得し、取引の拡大を図る取組を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



下請中小企業・
小規模事業者等

補助(2/3)

問い合わせ先

中小企業庁取引課
各経済産業局中小企業課

☎P5参照

事業イメージ

1. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

○親事業者の生産拠点が閉鎖された、または閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出席等の費用を補助します。（補助上限500万円、補助率2/3）

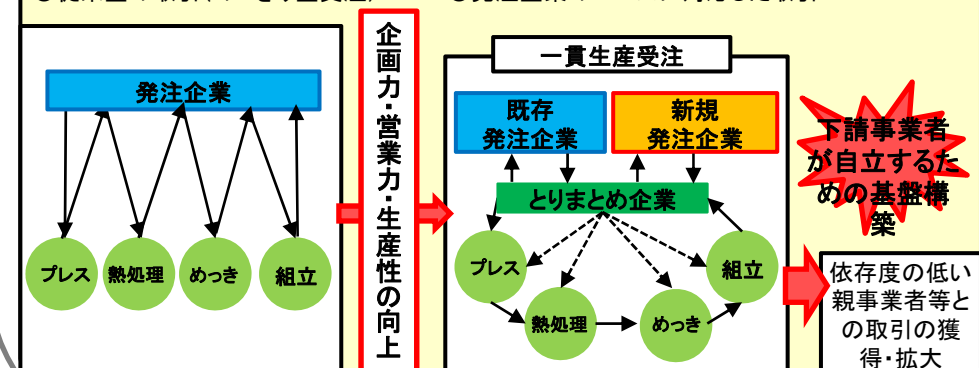
2. 下請中小企業自立化基盤構築事業

○改正下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画について、中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出席等の費用を補助します。（補助上限2,000万円、補助率2/3）

<下請中小企業自立化基盤構築事業のイメージ>

○従来型の取引(のこぎり型受注)

○発注企業のニーズに対応した取引



日本政策金融公庫による低利融資制度（企業活力強化資金）

支援措置②

下請中小企業振興法の特定下請連携事業計画の認定を受けた連携グループが日本政策金融公庫の低利融資を受けることができます。

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象	下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第8条の規定に基づき特定下請連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた連携体を構成するもの	
貸付使途	貸付対象に掲げる者が、認定計画の実施のために必要とする設備資金及び(長期)運転資金	
貸付限度	設備資金:7,200万円 ⇒店舗改装、機械・器具・備品等の購入など 運転資金:4,800万円 ⇒仕入資金、買掛決済資金、賞与資金など	設備資金:7億2千万円 ⇒工場の建設、機械の取得など 長期運転資金:2億5千万円 ⇒売上増加などに対応するための借入期間1年以上の資金など
貸付期間	設備資金:20年以内。 運転資金:原則5年以内。特に必要と認められる場合7年以内。	設備資金:20年以内。 長期運転資金:原則5年以内。特に必要と認められる場合7年以内。
貸付利率	特別利率③	基準利率。ただし、2億7千万円を限度として特別利率③
据置期間	設備資金:2年以内。 運転資金:1年以内。特に必要と認められる場合は3年以内。	設備資金:2年以内。 長期運転資金:1年以内。特に必要と認められる場合は3年以内。

貸付期間	国民生活事業	中小企業事業	
	特別利率③	基準利率	特別利率③
6年以内	1.00	1.60	0.70
8年以内	1.10	1.70	0.80
10年以内	1.20	1.80	0.90
12年以内	1.30	1.90	1.00
13年以内	1.40	2.00	1.10
15年以内	1.50	2.10	1.20
17年以内	1.60	2.20	1.30
18年以内	1.70	2.30	1.40
20年以内	1.80	2.40	1.50

問い合わせ先

中小企業庁取引課
☎03-3501-1669

日本政策金融公庫
(中小企業事業/国民生活事業)
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

(金利改定:平成25年10月9日)

<参考>日本政策金融公庫HP

中小企業信用保険法の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、保証の特例を受けるためには、特定下請連携事業計画の認定を受けることが必要です。特例措置の具体的内容は次のとおりです。

普通保証、無担保保証、特別小口保証の限度額の別枠化

普通保証、無担保保証、特別小口保証に加えて、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。

【保証限度額】			+	【別枠】	
普通保証	企業	2億円			2億円
	組合	4億円	4億円		
無担保保証	8,000万円			8,000万円	
特別小口保証	1,250万円			1,250万円	

新事業開拓保険の限度枠の拡大

【保証限度額】			→	【枠拡大】	
新事業開拓保証	企業	2億円			4億円
	組合	4億円	6億円		

問い合わせ先

(社)全国信用保証協会連合会業務部 ☎03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社が中小企業者の株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け等を行うことにより、資金調達を支援します。特例を受けるためには、特定下請連携事業計画の認定を受けることが必要です。

対象者

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。

なお、特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象となります。

支援内容

以下の支援を受けることができます。(投資に際しては、投資育成会社による審査があります。)

投資事業

- ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ②増資に際して発行される株式の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債の引受け

育成事業

投資先企業に対して、経営相談、ビジネスマッチング、株式上場支援、セミナー・情報提供等の支援を行います。

問い合わせ先

東京中小企業投資育成(株) ☎03-5469-1811
名古屋中小企業投資育成(株) ☎052-581-9541
大阪中小企業投資育成(株) ☎06-6459-1700

問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL: 03-3501-1669	申請資料の提出は、事業実施場所を管轄する経済産業局へご提出ください。
北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-3140	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-221-4922	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0321	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県・山梨県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-2748	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6037	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5661	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL: 087-811-8529	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5450	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL: 098-866-1755	沖縄県